

## 合同チームによる大会参加規程

### 1 学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 統廃合の対象となったチーム同士が合同チームを組み、大会に参加することは全国高体連でも認められている。この場合、結果によっては全国高校総体への出場も認める。但し、統廃合の予定があっても単独チームでの出場も可とする。
- (2) 1人の選手が、単独チームと合同チームの両方から出場することはできない。

### 2 部員数不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

部活動活性化のためということが基本的発想である。また、学校対抗制とは単独校で出場することを意味し、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われてはならないことを基本理念とする。

#### (1) 合同チーム編成条件

- ① 複数校とは2校以上を指す。
- ② それぞれの対象校で運動部として成立し、高体連に加盟していること。
- ③ 対象すべての学校の学校長承認のもと、計画的・継続的に活動していること。
- ④ 対象のすべての学校が、試合参加の必要最低人数7名を確保できること。
- ⑤ 新人地区予選から新人県大会の途中で、単独チームと複数校合同チームの変更や新入部員加入等によるメンバーの変更はしないこと。

#### (2) 大会参加について

- ① それぞれの対象校の学校長が認めること。
- ② 大会参加にはそれぞれの対象校から引率教員をつけること。但し、それぞれの対象校の校長が協議し、認めた場合は1名のみの引率教員でも可とする。
- ③ 合同チーム名は両校の連名とする。
- ④ 合同で成立したチームはCP・GKともに単一のユニフォームを着用して試合に参加すること。

#### (3) 大会での勝ち上がり等について

- ① 他地区同士のチームによる合同も認めるが、主体となっているチームが所在する地区の所属とし、地区予選ではその地区的参加校数にカウントする。
- ② 県大会では、ベスト8以上に勝ち上がった場合、最後に対戦したチームにその順位を譲り、以後の試合は譲り受けたチームが行う。地区大会でのシード等については、それぞれの地区的運営に任せる。

#### (4) 合同チームを申請する場合の事務手続き

- ① 合同チームを申請する学校は、連名で合同チーム編成申請書(様式1)を専門部長に提出する。
- ② 専門部長は、様式1の申請を協議し、合同チームで大会に参加しても支障がないと判断した場合は、両校に合同チームによる大会参加の承認を通知する。(様式2)
- ③ 専門部長は、埼玉県高等学校体育連盟会長に合同チームによる大会参加を報告する。(様式3)

- ・ この規定は2010年9月24日より適用する
- ・ 2012年2月 関東二次予選参加資格の変更に伴う改定